令和2年度

定期監查等結果報告書

(農林水産課)

豊前市監査委員

1. 監査の基準

本監査は、豊前市監査基準(令和元年豊前市監査委員告示第1号)に基づいて実施した。

2. 監査等の種類

定期監査

3. 監査の対象、範囲

- (1) 対象 農林水産課
- (2) 範囲 平成31年4月1日から令和2年3月31までに執行された財務事務並びに その他の事務の執行状況

4. 監査等の着眼点

- (1) 事務事業の執行にあたっては、住民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。
- (2) 事務事業等の執行が法令、条例、規則、予算及び議決等に基づきなされているか。
- (3) 予算の執行、収入、支出、契約及び財産の管理等の事務は適正かつ効率的に行われているか。
- (4) リスク管理体制 (チェック体制) の整備は適切か。また、その体制は有効に運用されているか。
- (5) 文書の処理方法、諸帳簿の記帳整理は適正に行われているか。
- (6) 前回における指摘事項についての検討、改善がなされているか。

5. 監査等の主な実施内容

監査委員、事務局、関係職員出席のもと事前に提出を求めた監査資料について説明を受け、質問するなどの実情聴取を実施した。また、提出された諸帳簿等の関係資料を検査するとともに、必要に応じ事務局から質問、実査等をおこなった。

6. 監査の実施場所並びに日程及び監査の期間

- (1) 実施場所 豊前市役所 監査委員事務局
- (2)日 程 ア. 概要説明 令和2年5月15日 イ. 講 評 令和2年5月27日
- (3) 期 間 令和2年4月20日 ~ 令和2年5月27日まで

7. 監査の結果

農林水産課における財務等に関する事務事業は、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務処理において改善、検討を要する事項が見受けられたので、これらについては適正な事務処理を行うとともに、今後は十分研鑚され、財務事務等の執行について万全を期されるよう望むものである。なお、改善、検討を要する事項は次のとおりである。

1. 獣肉処理加工施設の運営について

獣肉処理加工施設は、農林業等に係る被害の防止を目的として捕獲したイノシシ 及びニホンジカを地域資源として有効活用し、地域の活性化及び有害鳥獣の捕獲意 欲向上に寄与することを目的に設置されている。

現在、施設は施設管理委託料、ジビエ販路拡大支援業務委託料及び地域おこし協力隊活用事業等で多額の運営経費が計上されており、国の交付金事業が廃止となれば市の財政を圧迫しかねない状況である。収益を上げることが施設の設置目的ではないものの、施設の運営費が市の財政運営上、過度の負担とならぬよう搬入頭数の増及び販路の拡大等により獣肉の売り上げ増を図り、将来的には自立できるよう支援されたい。

2. 新規就農後支援業務委託について

豊前市農業産地育成協議会(以下、「協議会」という。)と業務委託した新規就 農後支援業務について、業務委託したにもかかわらず、新規就農者支援シールの見 積書発注依頼、落札決定通知及び物品売買請書など委託した予算執行の大部分につ いて市職員が業務を行っている。

市職員が行っている業務が協議会の業務なのか、市が行うべき業務であるか、さらにはその監督責任が協議会にあるのか市にあるのか明確にする必要がある。協議会が果たす役割を整理し、適切な処置を取られたい。

3. 矢方池維持管理分担金(矢方池土木組合分担金)について

矢方池維持管理分担金(矢方池土木組合分担金)の歳入未済額が年々増加している。分担金が未納となっている理由の把握及び他団体の徴収方法の研究等を行い、収入未済額の削減に努められたい。

4. 漁港占用料について

豊前市漁港管理条例第 12 条第 2 項には、「使用料等は前納しなければならない。 ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。」と規定されているものの、 市長の承認を受けず前納の手続きがなされていない。今後は条例の規定による適切 な手続きを行うよう事務処理を改められたい。

5. 備品台帳の整備について

備品の購入履歴と照会を行ったが、平成 27 年 7 月に購入した備品の記載を最後 に備品台帳への記載がされていない。

また、現在は存在しない備品が台帳に登録されたままとなっていたものもあり、 数年間に渡り財産台帳の整備がされていない状況である。

今後、備品を購入する際、また廃棄する際は必ず台帳に記載し、定期的に現品と 照合する等の点検が必要である。備品の管理が軽視されることがないよう、効果的 な財産の管理に努められたい。